

大綱1 新型コロナウイルス感染症対策について

おはようございます。公明党県議団の遠藤伸幸です。初当選以来、9度目の一般質問の機会を頂きました。議長のお許しを得ましたので、大綱4点にわたり質問をさせていただきます。

大綱第1点目、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。はじめに、この感染症でお亡くなりになった方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本県で新型コロナウイルスの感染患者が確認されてから、1年4か月近くが経過しました。この間、感染の大波は何度も本県を襲い、今年3月には1日の新規感染者が200人に達するなど極めて厳しい状況となり、県独自の緊急事態宣言の発出や全国初となるまん延防止等重点措置の適用に至りました。しかし、感染拡大防止への県民のご協力や、医療従事者の皆様のご尽力のおかげで、感染状況は落ち着いてきており、6月13日をもって緊急事態宣言ならびに、飲食店への営業時間短縮要請は解除されました。

こうした中、感染収束の切り札となるワクチンの接種が本格化しています。政府は、「1日100万回の接種」と「高齢者接種の7月中の完了」という従来目標に加え、先般新たに「10月から11月までに希望するすべての国民の接種を終える」との目標を示すなど、ワクチン接種の加速化に総力を挙げております。

本県でも、昨日までに医療従事者の9割以上が2回目の接種を終え、高齢者も5割の人が1回目の接種を終えております。21日からは職域接種もスタートし、県内では36カ所で実施する予定だと伺っております。今後、64歳以下の現役世代の接種が本格化しますが、一日も早い感染の収束と経済の再生へ、接種の更なる加速化への取り組みが必要です。

まず、本県のワクチンの接種状況について、知事はどのように受け止めているか、また、希望する全県民の接種完了時期をいつ頃に定め、どのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせ下さい。

次に、県が東北大学と仙台市との連携のもとで仙台駅東口に設置した大規模接種センターについて伺います。本県の大規模接種センターは、東京と大阪に設けられた自衛隊による大規模接種センターと同じ5月24日に接種を開始しており、全国でも最速の設置となりました。利用した県民からは、「非常にスムーズで迷うことがなかった」と好評の声を頂いております。公明党県議団としても5月上旬に行った緊急要望の中で、大規模接種センターの設置を求めましたが、県のスピーディーな対応を高く評価したいと思います。

大規模接種センターでは、当初、仙台市の高齢者を対象としてスタートしましたが、6月13日からは他市町村の高齢者の受け入れをはじめました。予約が埋まらない部分については保育士や介護職員、警察

官、教員などに接種を促すなど取り組みを行っていると聞いていますが、これまでの実績や今後の対応について伺います。

さて、今後は64歳以下の接種が本格化しますが、アクセスに優れた大規模接種センターでのニーズが高まることが予想されます。働く方々がより利用しやすいよう、開設時間を夜間まで延長したり、平日夜間と休日に限定した接種センターを追加で開設したりするなど検討すべきだと思います。ワクチン接種の加速化に向けた大規模接種センターの今後の運用方針について、お聞かせください。

次に、児童生徒のワクチン接種について伺います。5月12日にファイザー製のワクチンの対象が16歳以上から12歳以上に引き下げられたことを受け、全国では夏休みを利用して中学生や高校生を対象に学校での集団接種を検討する自治体もあると聞いております。これについて昨日、文部科学省から通知が届いたと聞いておりますが、本県では、児童生徒に対するワクチン接種についてどのようにお考えでしょうか。また、学校において、ワクチン接種の有無に起因する差別やいじめは決してあってはならず、十分に配慮して指導を行う必要があると思いますが、ご所見を伺います。

次に、感染再拡大の防止対策について伺います。今年の3・11後の本県での感染の急増や、5月のゴールデンウィーク明けの北海道や沖縄での感染拡大を踏まえれば、大きなイベントや長期休暇の際は感染拡大のリスクが高まることは明らかであります。1か月後から始まるオリンピック期間中は、特に警戒すべき時期であることは言うまでもありません。オリンピックの競技自体は選手や関係者と外部を遮断する「バブル方式」を採用し感染防止に万全を期していますが、オリンピックの観戦を契機として人の集まりが増大すれば、新型コロナの感染再拡大の引き金になる恐れがあります。現状、リバウンド防止徹底期間は7月11日までとなっておりますが、7月23日からのオリンピック期間中の感染拡大防止対策、人流抑制対策についてはどうお考えか、伺います。

次に、新型コロナの後遺症対策について伺います。4月の全員協議会でも取り上げましたが、コロナ療養後に後遺症に苦しむ人が数多くおります。先日、今年3月に罹患した方からお話しを伺う機会がありましたが、療養中は軽症だったものの、いまだに味覚と嗅覚が戻っておらず、だるさも抜けず何をするにも非常に疲れやすくなっているとのことでした。職場でそのことを話したところ「それはなまけ病というんだ」と言われたそうで、なかなか周囲に分かってもらえないつらさを訴えておられました。

東京都内でコロナ後遺症専門外来を設け、これまで1500人以上の患者を見てきた医師によると、倦怠感がある状態で無理をすると、SARS流行の後にも多発した筋痛性脳脊髄炎・慢性疲労症候群を発症し、寝たきり状態になる人もいるとのこと。コロナ療養後、倦怠感等があるのであれば、無理をしない、させないことが重要であることをしっかりと啓発していく必要があると思います。また、本県では、後遺症の相談には保健所で対応しているとのことですが、よりアクセスしやすい窓口としていく観点から、24時間対応の受診相談センターでも後遺症の相談を受け付け、一人で悩まないよう呼び掛けてはどうかと思います。新型コロナの後遺症に関する普及啓発と相談窓口の整備についてご所見を伺います。

次に、救急医療に関して伺います。高齢化に伴い右肩上がりで増加してきた救急出動件数は、昨年は全国で70万6377件も減少、前年比10.6%減となりました。出動件数が減少したのは12年ぶりです。本県でも出動は1万2260件減り、前年比10.8%減となりました。消防庁では、コロナ禍に伴う衛生意識の向上や外出自粛により急病や交通事故及び一般負傷の減少につながったのではないかと分析しています。私はこれに加えて、全国でコロナ対応のための24時間のコールセンターが設けられ、周知徹底されたことも影響したのではないかと考えております。重症や中等症の搬送件数はそれほど減っていないのに対し、軽症は大きく減っているからです。症状があったらまず電話で相談できる環境が整っていたために、軽症者によるむやみな救急車利用の抑制につながったと考えられます。

さて、救急車を呼ぶかどうか、病院に行くかどうか迷った時に電話で専門家に相談できるサービスとして、本県でも2017年から導入している救急電話相談「#7119」があります。総務省は今年1月、コロナ禍を契機とした新たな生活様式にも合致したサービスとしてニーズが高まっているとして、全国展開を図る方針を決定し、今年度から実施団体に対して特別交付税措置を講じております。本県でも、事業費の半額分が国から交付されるようになりました。

本県の#7119は、まだ24時間体制ではなく平日夜間と土日に限定されておりますが、今回の特別交付税措置の創設を契機に、新年度から24時間体制での実施を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。コロナ対応の受診相談センターは、感染の収束に伴い、いずれ廃止されることになると思いますが、症状があれば日中も含め24時間いつでも気軽に電話で相談できる環境は、例えかかりつけ医がいる県民であってもニーズが高いと思います。#7119の24時間体制化をぜひ、早期に実現して頂きたいと思いますが、知事の前向きなご答弁を期待します。

大綱2 少子化対策と若者支援について

大綱2点目、少子化対策と若者支援について伺います。コロナ禍は結婚、妊娠・出産、子育ての当事者に多大な影響を与えております。コロナ禍以降、結婚を先送りしたり、妊娠を控えたりした人が多く、出生数にも影響が出ております。

政府の人口動態調査によると、一昨年2019年の出生数は86万5239人で初めて90万人割れし「86万ショック」と呼ばれましたが、昨年2020年は84万832人とさらに2.8%減少、今年1月から3月までの出生数は対前年比で9.2%も落ち込み、2021年の出生数は77万人台になるのではないかとの試算も出ております。国立社会保障・人口問題研究所の2017年の推計によると、出生数が80万人を割るのは2030年と予想されておりました。もし今年80万人を割れば、少子化が約10年前倒して進んだこととなります。

本県でも少子化の進行はまさに危機的な状況であります。県としてこの状況をどのように受け止め、今後どう少子化に歯止めをかけていくのか知事のお考えをお聞きします。

その上で、具体的対策について、特に結婚支援を中心にお聞きします。わが県の婚姻件数は、2019年に1万73件でありましたが、昨年2020年は8921件と11%減少しました。コロナ禍による経済的打撃や将来不安により、結婚を中止したり諦めたりする人が多くいたことが伺えます。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、18歳から34歳の未婚の男女のうち、「いずれは結婚しよう」と考える人は9割弱で推移する一方、「結婚できない理由」としては、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多く、次いで「結婚資金が足りない」が挙げられています。また、結婚の意志のある人に、「1年以内に結婚するとしたら何か障害になることがあるか」を聞いたところ、「障害になることがある」と答えた人が約7割で、その障害として最も多く挙げられたのが「結婚資金」で4割超を占めました。

本県では、これまで結婚支援策としては、2016年度にみやぎ青年婚活サポートセンターを設置し、出会いを希望する方々を支援してきており、今年度からは新たにAIによるマッチングシステムを使った婚活支援を行うと伺っております。その成果に多いに期待するものでありますが、コロナ禍による影響を踏まえ、これまでの出会いの機会創出に加えて、結婚を後押しする経済的な支援に一步踏み出す必要があるのではないかと考えます。

国は2016年度から、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する市町村に対して経費の2分の1を補助する「結婚新生活支援事業」を開始しており、本県でも5市町が実施しております。コロナ禍を受け今年度から年齢・年収要件が緩和されるとともに、新たに「都道府県主導型市町村連携コース」が設けられ、この事業を都道府県が主導して拡大していく場合には、市町村への補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、そして希望世帯への補助額も最大30万円から最大60万円に倍増されることとなりました。この都道府県主導コースは、今年度はモデル的に12都道府県で実施されておりますが、本県でも来年度からの実施を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、結婚を社会全体で応援する観点から、新婚世帯や結婚予定のカップルが買い物などで割引や様々な特典を受けられる結婚応援パスポート事業を展開する都道府県も増えております。先に挙げた結婚新生活支援事業は対象者がいる程度限られますが、この結婚パスポート事業は、対象者を幅広くカバーし結婚の気運を醸成する効果があります。東北では岩手県と秋田県が実施しております。制度を全国に先駆けて2016年に導入した群馬県では、累計3万9000枚発行され、協賛店は約1500店に達し、好評を博しています。昨年11月からは、同様のパスポートを導入している茨城県、栃木県と連携して、県を超えた相互利用も可能となりました。また東京も、今年3月から「TOKYOふたり結婚応援パスポート」の交付をスタートしました。本県では子育て世帯を応援する、みやぎ子育て支援パスポートを発行しておりますが、結婚を応援するパスポートも導入すべきと考えますがご所見を伺います。

次に、若い世代の経済的負担を減らすとともに、地方への就職や移住・定住を促進する取り組みとして導入が広がる奨学金の返還支援制度について伺います。日本学生支援機構によると、返済が必要な貸与型奨学金の利用は約129万人で、学生の2.7人に1人が利用しています。大学生1人当たりの平均貸与額は第一種の無利子が241万円、有利子の第二種が343万円に上り、その返済に苦勞する人も少なくありません。

奨学金利用者の負担軽減に向け、自治体や企業が返済の一部を肩代わりする制度が2015年度から実施されています。これは一定期間定住して就職するなどの条件を満たせば奨学金返済の補助金を受けられるというもので、地方への若者の移住を促し地域産業の人材を確保する狙いもあります。自治体と地元産業界が財源となる基金を作ることを条件に、国が自治体の負担分の2分の1を特別交付税措置で支援するという枠組みでスタートしましたが、昨年6月にはこの制度が拡充され、市町村は基金の設置が不要となり、国庫補助が2分の1から全額補助に拡大。都道府県については制度の広報経費が国庫補助対象となりました。

内閣府によると、昨年6月現在で32府県423市町村がこの奨学金返還支援制度を実施しており、例えば秋田県では民間企業就職者のほぼ全員を対象に、3年間で最大60万円を補助する制度を実施し、若者の県内定着に一定の成果を上げております。しかし、本県で奨学金返還支援を実施しているのは、石巻市と仙台市の2市にとどまっております。

奨学金返還支援に対する若者の関心は高く、宮城県でもぜひ利用できるようにしてほしいとの声も多く頂いております。まずは国庫補助が大きく拡充された市町村に制度の導入を促して頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。また、他県では、奨学金の返還支援制度を設けている中小企業に対して助成を行っている県もあります。今年4月から、企業が社員に代わって、日本学生支援機構に直接返済できる代理返還制度が導入され、返還額を損金算入できるようになり、企業がより導入しやすくなりましたので、県として企業による返還支援を後押しする制度もぜひ検討して頂きたいと思っておりますが、ご所見を伺います。

大綱 3 みやぎ型管理運営方式について

次に、水道 3 事業のみやぎ型管理運営方式について伺います。人口減少や節水型社会の進展、また管路の老朽化への対応など、水道事業は今後厳しさを増すことは明らかであります。今年 3 月、多くの公的機関を監査している「EY 新日本有限責任監査法人」は、「人口減少時代の水道料金はどうなるのか」との研究結果を発表し、2043 年までに全国 1232 の末端給水事業者のうち 94% で水道料金が値上げされ、値上げ率は平均 43% 増になるとの推計を示しました。本県でも、33 の給水事業者のうち 32 が値上げの可能性があり、値上げ率で全国ワースト 50 位に入る自治体も複数含まれております。

一方、同法人では仮に都道府県単位で一水道事業に統合した場合の試算も行っていますが、本県ではその場合でも 42% の値上げが必要との結果が出ており、広域化や施設のダウンサイジングだけでは、水道事業の課題解決には不十分であることが示唆されております。

本県では、現在でも全国平均を上回る水道料金の高さが県民の家計に重くのしかかっています。その要因としては、県の用水供給事業の料金が、全国の大規模水道用水供給事業管理者の中でもトップクラスに高く、受水市町村の水道事業を圧迫していることが挙げられます。市町村の負担をできる限り抑え、水道事業の持続可能性を高めるため、まず県の広域水道の改革を進めることは合理的であり、市町村からの期待も大きいと考えます。

みやぎ型管理運営方式は、県の水道 3 事業について、県が引き続きしっかりと事業の責任を持ちながら、これまでも取り組んできた民間との連携を進化させることにより、コスト削減と基盤強化を目指すものであり、水道の民営化ではありません。みやぎ型は、本県の水道の課題解決に向けて、必要かつ効果的な取り組みである、との考えのもと、公明党県議団として、一昨年 12 月の条例改正に賛成いたしました。

ただ、この方式を担うパートナーとして、どんな企業が選ばれ、どのような提案がなされ、そして県とどのような契約を結ぶのが最も重要であり、公明党県議団としても重大な関心を持って選定手続きを見守ってきたところであります。県は昨年 3 月に公募を開始し、3 つの企業グループとの半年間にわたる競争的対話を経て、今年 3 月、優先交渉権者として水処理国内再大手のメタウォーターを中心とするグループを選定しました。4 月 13 日には県と同グループによる基本協定が結ばれ、5 月 19 日には、SPC と呼ばれる特別目的会社「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が設立されました。

この選定手続きに当たっては、有識者からなる県の PFI 検討委員会による客観的かつ公平な審査が行われるとともに、選定から漏れた企業グループの提案概要書も含めて関係資料を公表するなど、透明性にも配慮がなされていると受け止めておりますが、まずは優先交渉権者としてメタウォーターグループを選んだ理由についてお示しく下さい。

次に、事業の効果について伺います。メタウォーターグループの提案によると、同グループが 20 年間、運営を担った場合の総事業費は県事業費も含めて 2977 億円であり、現行体制で行った場合の 3314 億円

に比べて、約 337 億円削減ができるとされております。これは県が公募時に求めたコスト削減額の 247 億円を約 90 億円上回っておりますが、この削減により将来、水道料金の抑制にはどの程度の効果があるのか、管路更新に関する効果はどの程度かをお示しください。また、仮に提案通りのコスト削減ができなかった場合に、料金への影響はあるのかも確認致します。

次に、事業開始後のモニタリング体制について伺います。みやぎ型管理運営方式では、事業の監視体制について、運営権者によるセルフモニタリング、県によるモニタリング、そして学識経験者や専門家からなる「経営審査委員会」によるモニタリングと、3段階でモニタリングを実施し、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保することとしています。また、県では毎年度、事業の運営状況を県議会に報告することにしております。

一方、メタウォーターグループの提案によると、SPCに加えて、維持管理業務を担う新地域水事業会社、いわゆる新 OM 会社を県内に設立するとされております。この新 OM 会社は、現行体制で運転管理業務等を委託している民間企業と同じような業務を行う会社だと思いますが、新 OM 会社に対するモニタリングについてはどのように実施していくのか、伺います。

次に、県民への情報公開について伺います。みやぎ型管理運営方式では、運営権者が県情報公開条例の趣旨に沿った情報公開取扱規定を定め、事業に関する情報公開を適時に行うものと規定しております。一方、情報公開をめぐる対応について、開示請求者から再検討の要請があった場合、運営権者は、親会社の法務部門を含む外部の専門家に、判断の妥当性について確認を依頼することとなっております。しかし、第三者性が担保されるのかと疑問の声も上がっております。情報の非開示に対する不服申立ては、運営権者だけでなく県企業局でも対応することを明確にしてはどうかと思いますが、ご所見を伺います。

この綱の最後に、業務の引継ぎについて伺います。みやぎ型管理運営方式の導入により、これまで、長らく運転管理業務を担ってきた民間企業が交代になりますが、水道事業は一日たりとも途絶えるようなことがあってはいけません。今後、本契約の締結後に事業承継計画書が作成されると思いますが、円滑で確実な業務の引継ぎに向けて、どの程度の期間が必要と見込んでいるのか、また県としてどのような支援を行っていくのかをお示しください。

大綱 4 自転車の安全利用の促進について

大綱 4 点目、自転車の安全利用の促進について伺います。密を避けられる移動手段として、通勤、通学などに自転車を利用する人が増えています。仙台市のある自転車販売店では、昨年の売上が前年比 20%増加したとのこと。こうした中、今年 4 月から宮城県自転車安全利用条例が施行されました。条例では、自転車利用者に対し損害賠償保険加入を義務付けるとともに、県の責務として、交通安全教育や啓発、ヘルメット着用の促進などを定めております。自転車人気の高まりが、そのまま交通事故の増加という結果にならないよう、条例に掲げた施策を早急に具体化していくことが求められます。

県警のまとめによると、昨年一年間の県内の自転車の交通事故は 664 件で、死者は 4 人、重軽傷者は 665 人でした。このうち、年代別に見ると 15 歳から 19 歳の割合が 24.4%と最も多く、学職別では高校生の割合が 19.6%と突出しています。自転車事故の死傷者 669 人のうち、ヘルメットを着用していたのはわずか 36 人で、着用率は 5.4%と極めて低調です。重症以上の死傷者では、ヘルメット非着用の 120 人のうち 28 人、23.3%がヘルメットの着用で負傷の程度を軽減できたと考えられています。

このように、自転車事故においては、高校生の事故が多い、ヘルメットの着用率が低いという特徴があります。これは本県だけではなく、全国的な傾向となっており、高校生を対象にした自転車の安全利用の促進策に力を入れる自治体が増えております。

例えば愛媛県では、2015 年に全国で初めて、県立高校で自転車のヘルメット着用を義務化し、3 万人の生徒にヘルメットを無償配布しました。この結果、同県では現在、高校生のヘルメット着用率が 95%になっているとのこと。今年度から大分県でも県立高校でヘルメット着用を義務化しております。また、群馬県や鳥取県などは、着用の推進役となる高校生をモニターとして任命する制度やモデル校制度を導入し、着用率の向上を図っております。

本県では、県政だよりやラジオでの広報のほか、チラシの配布などの普及啓発を図っているところとお聞きしておりますが、より実効性のある取り組みが必要ではないでしょうか。

未来の宝である子どもたちの命を守るために、県と教育委員会で、県立高校でのヘルメット着用義務化も見すえて、着用率の向上対策にしっかりと取り組んで頂きたいと思っております。高校における自転車のヘルメット着用の促進対策及び着用の義務化について、見解をお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。